指定管理者制度導入にかかる基本方針

平成17年3月(令和4年12月改訂版)

知 立 市

1. はじめに

この方針は、平成15年9月に「地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)」が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたことから、公の施設についての効果的・効率的な管理運営、利便性・市民サービスの向上に向けた制度の運用方針を定めるものです。

2. 方針の目的および位置付け

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に関する枠組みの大きな変更となるものです。知立市はこの指定管理者制度導入を契機として、公の施設全般について、市民サービスの向上を図るとともに、効果的・効率的な運営を図っていくため、あらためて施設のあり方や管理運営方法等の検討を行ない、施設運営に関する基本的な方向性を決定していきます。本方針は、制度を最も効果的に活用するため、その対応についての基本的な考え方をまとめたものです。

指定管理者制度を活用する施設については、制度移行時およびそれ以降順次拡大する時点であっても、本方針を踏まえるものとします。

3. 指定管理者制度導入の適否の検討

指定管理者制度の対象となる施設について、指定管理者制度導入の適否を、現在直営で管理運営 している施設も含めて検討・判断することとします。

なお、適否を検討するにあたっては、以下の導入基準に照らし、所管課にて適否を判断することとします。

【導入基準】

① 管理運営についての法的規制

道路法、河川法、学校教育法など個別法により、施設の管理主体が限定されていないこと。 (ただし、管理主体が限定されていても、個別法の運用上、指定管理者制度導入が可能である と考えられる場合は除く。)

② 利便性、市民サービスの向上

管理運営を民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあった開館日・開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できること。

③ 管理運営経費の縮減

新たなノウハウや経営手法等により、管理運営経費縮減の可能性があること。

④ 平等性・公平性の維持

施設利用の平等性・公平性の確保、施設の管理運営を実施するうえで取扱う個人情報の内容等において行政が直接管理すべき必要性があるか。

⑤ 事業者の有無

同種・同様のサービスを提供している(または、提供可能な)事業者等が存在するか。

⑥ サービスの特殊性・専門性

施設の性質、サービスの特殊性・専門性等を勘案したうえで、民間事業者等による運営が可能であるか。

⑦ 利用料金制

利用料金を徴収しているか、また利用料金制導入について適当であるか。

※ 利用料金制は、条例で定める施設の利用料金(使用料等)の範囲内で、指定管理者が市の承認を受けて料金を定め、自らの収入とすることができる制度です。

⑧ 事実行為のみの委託

設備の維持管理(貸館業務等)、警備、清掃等の事実行為のみを委ねることを目的としていないか。

9 特別事由の有無

上記①から⑧の基準にかかわらず、施設の性格・設置の経緯等、指定管理者制度を導入することに適当な事由があると認められること。

4. 導入時期

上記の導入基準に照らし、管理運営方法として指定管理者制度導入が適当である施設については、 段階的に制度の導入を進めます。

① 平成17年3月現在管理運営委託している施設(導入基準により指定管理者導入の方針が決定した施設)

原則として、平成18年4月から指定管理者制度に移行します。

② ①以外の施設(導入基準により指定管理者導入の方針が決定した施設) 平成18年4月以降、新規設置施設も含めて、条件や準備が整った施設から順に指定管理者 制度の活用を図ります。

5. 導入にあたっての基本的な考え方

指定管理者制度の導入にあたっては、公の施設に対する市民のニーズに応えるため、制度の導入 を通じて、住民サービスの向上と経費の効率的な活用を図っていきます。

そのための制度活用の基本的な考え方は、以下のとおりです。

- ① 施設ごとに「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」を図る。
- ② 民間事業者等を広く積極的に活用し、民間雇用の場の拡大・民間ノウハウの活用を図る。
- ③ 指定管理者の選定時や事業実施後など、適切な評価を行なう。
- ④ 制度導入にあたり、手続き等の透明性を確保し、利用者である市民への説明責任を果たす。
- ⑤ サービスの継続性と安定性を確保しつつ、計画的・効率的な管理運営を行なう。

6. 制度導入の手順

① 指定管理者選定等審査委員会の設置

指定管理者の候補者の選定手続き等の公平性・透明性を確保するため、「指定管理者選定等審 査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置します。

- ② 指定管理者制度に関する条例等の整備
 - 1. 公募の方針、申請方法、選定基準等、指定管理者の指定に係る統一的な取扱いなどを規定した通則条例を制定します(平成 17 年 9 月 29 日条例第 21 号制定:知立市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例)。
 - 2. 指定管理者制度の導入を決定した施設については、各所管課で個々の設置条例ごとに指定管理者が行なう管理の基準や業務の範囲等について改正を行ないます。

③ 指定管理者の公募の実施

指定管理者の募集にあたっては、原則として施設ごとに公募を実施することとします。 ただし、次に掲げるケースについては、審査委員会で公募の実施の有無について十分に検討し たうえで、公募を行なわず、指定管理者を単独指定することができるものとします。

- 1. 施設の性質または目的から特定の団体を指定することが、適切な施設の管理運営に資すると認められる次の場合
- (1) 当該施設の管理運営を行なう団体を設立するために、市が団体の構成員となる市民を 募集したり、地縁団体等に働きかけを行なった結果設置された団体を、指定管理者とし ようとする場合。
- (2)施設の事業内容によって、事業の継続性や現受託団体の実績等から、現受託団体を引続き指定管理者として指定することが最適であると客観的に認められる場合。
- 2. 地域の活力を積極的に活用した管理運営を行なうことにより、サービスの向上や効率化または地域の活性化が図れるなどの事業効果が相当程度期待できる場合
- 3. 施設管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

公募の事務は、施設所管課長が実施します。

公募の期間は1ヶ月を標準として審査委員会で決定します。

募集に際しては、施設概要、管理業務の範囲、指定期間、利用料金制の有無、応募資格、応募方法、応募期間、選定方法およびその他の基本的情報を、審査委員会の審査を経たうえで提供するものとします。

募集に係る情報提供は、広報ちりゅうや市公式ホームページへの掲載、その他適切な方法により行なうこととします。

【管理業務の範囲】

施設ごとに実施する事業を明確にし、指定管理者が行なう管理業務の範囲を定めます。

【指定期間】

指定期間は3~5年間を基準とし、個々の施設の特質に応じて決定します。

ただし、業務の専門性・特殊性によっては、基準期間を超えた期間の指定を行なうことができるものとします。

指定期間の満了時において、現指定管理者が設置目的を最も効果的に達成できると認められる場合は、公募によらず単独指定することができるものとします。

【利用料金制】

指定管理者が施設の利用料金(使用料等)を定められるようにし、運営に一定の自由度を与えることによって、意欲やノウハウを活かし、より一層の市民サービスの向上や経費の削減ができる可能性があります。

このため、相当額の料金収入があり、サービスの向上が期待できるなどの効果が認められる 施設については、利用料金制導入の検討を進めます。

④ 指定管理者の候補者の選定

指定管理者の候補者の選定にあたっては、以下の選定基準に照らし総合的に審査したうえで、 審査委員会にて選定するものとします。

【選定基準】

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 利便性・サービスの向上が図られるものであること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (4) 施設の管理経費の縮減あるいは効率的な活用が図られるものであること。
- (5) 施設の管理を安定して行なう人員、資産その他の経営の規模および能力を有している、 または、確保できる見込みがあること。
- (6) 管理を通じて取得した個人情報についての保護管理体制が整備されていること。
- (7) その他各施設所管課が定める基準を満たしていること。

※各施設の設置目的・業務内容に即した基準を設定することができるものとする。

可能な限り、選定基準を点数化し、客観的な評価を行なうとともに、必要がある場合には、 外部の有識者等の意見を聴くこと、その他の必要な方策を採ることができるものとします。

指定管理者に応募した者が1者であっても、上記基準のもと適切なサービスの提供主体であるかを審査するものとします。

また、選定の経緯、概要等については、原則として所管課での閲覧、市公式ホームページで の掲載等を行ない、透明性の確保に努めるものとします。

⑤ 指定管理者の指定

選定した指定管理者の候補者について、法の規定にもとづき、議会の議決を経て指定管理者の 指定を行なわなければなりません。

(議案の内容:施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間)

指定管理者との間において必要となる管理運営に関する費用については、単年度ごとに確定

させることとし、その支出科目は委託料とします。

ただし、複数年にわたり支出金総額により協定を結ぶ場合には、債務負担行為による予算措置が必要となります。(公募時に、「予算の範囲内」とし、毎年度協定を結ぶ場合は、単年度の協定の継続であり、指定の取消も可能なことから、債務負担行為の設定は必要ないものとします。)

⑥ 指定管理者との協定の締結

指定議決後は、指定管理者との間において協議を行い、指定期間、管理の基準、業務の範囲、 事業計画・事業報告の作成および提出、利用料金、管理費用、指定の取消と管理の停止、個人 情報の保護、当該業務にかかる情報公開、施設・設備の原状回復義務、損害賠償、および管理 運営業務実施にあたり必要な事項等について協定を締結します。

【個人情報の保護について】

指定管理者制度では管理権限が委任されるため、指定管理者は市と同等に個人情報保護を図ることが必要となります。このため、個人情報保護条例に、指定管理者に対する個人情報の事故防止に関する保護措置を規定しています。

協定の締結に際しては、包括的な指定期間内にわたる「基本協定」と経費の詳細等を定める「単年度協定」とに分けて定め、その両方の協定を締結していきます。

ただし、複数年にわたり支出金総額により協定を結ぶ場合には、この限りではありません。 指定期間の開始の日以前に当該施設の管理にかかる準備行為等を行なわせる場合は、別途協 定を締結するものとします。

7. 事業報告

① 管理監督

制度導入後、施設所管課長は適宜報告を聴取し、施設の実地調査を行ない、必要に応じて利用者等の声を十分に把握するよう努め、これにもとづき必要な指示を行なうなど当該施設の適切な管理運営が行なわれるよう努めなければなりません。

② 指定管理者の継続的評価

法の規定にもとづき毎年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書等により、当初の 提案内容どおりに管理が実施されたか、それにより適切な住民サービスが提供されているかな どを、審査委員会において継続的に評価していきます。

施設所管課長は、評価結果を踏まえ、必要な管理監督、その他のフォローアップのための取組を行うものとします。

8. その他

① 本方針の位置付け

指定管理者制度の導入については、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費等の削減等を図ることを目的に積極的に推進していきます。

導入にあたっては、本方針を踏まえ、あらためて施設のあり方や管理運営方法等の検討を行ない、施設運営に関する基本的な方向性を決定していきます。

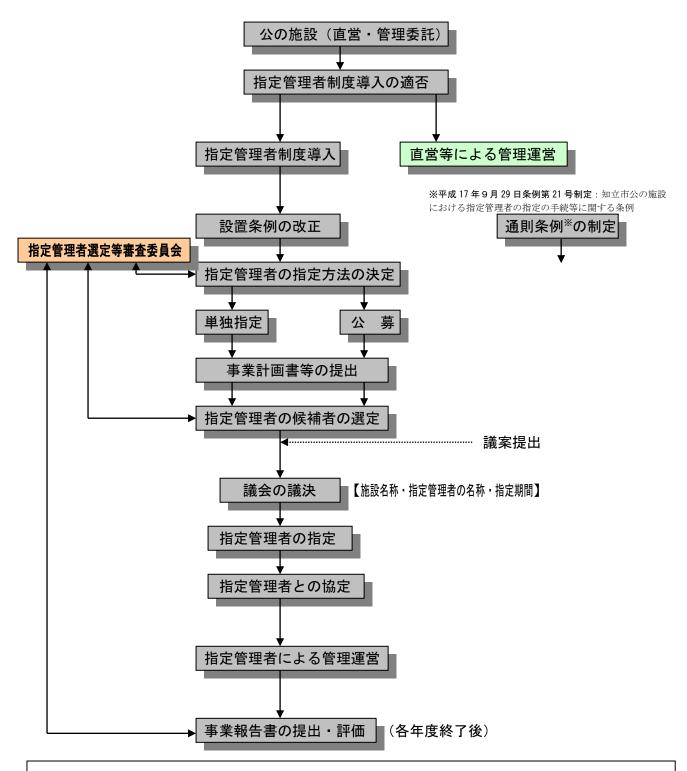
② 推進体制

制度導入の各段階における手続等については、審査委員会に意見を求めたうえで、施設所管課において行なうものとします。

9. おわりに

指定管理者制度の定着と充実を図るためには、更なる検討を続けていく必要があり、今後も最新の動向に留意しつつ、この方針の内容についても継続的に検証し、必要に応じて見直しを図っていくこととします。

【参 考 1】全体の流れ



直営での管理運営を行なっている施設については、随時、指定管理者制度移行の可能性を模索し、 見直しを図っていきます。

【参 考 2】指定管理者制度導入の検討対象となる施設(R4.12 現在)

施設	施設条例名	管理者	担当課
西丘コミュニティセン ター	知立市西丘コミュニティセンター条例	指定管理者	協働推進課
西丘文化センター	知立市西丘文化センター条例	市	協働推進課
多文化共生センター	知立市もやいこハウス条例	市	企画政策課
多目的交流センター	知立市もやいこハウス条例	市	企画政策課
地域福祉センター	知立市福祉の里八ツ田条例	指定管理者	長寿介護課
いきがいセンター	知立市福祉の里八ツ田条例	指定管理者	長寿介護課
身体障害者福祉センタ 一	知立市身体障害者福祉センター条例	市	福祉課
昭和老人憩の家	知立市昭和老人憩の家条例	市	長寿介護課
老人福祉センター	知立市老人福祉センター条例	市	長寿介護課
市立保育園 10施設	知立市立保育所条例	市	子ども課
児童センター 5施設	知立市児童館条例	市	子ども課
児童クラブ (専用施設) 4施設	知立市児童クラブの実施に関する条例	市	子ども課
中央子育て支援センタ	知立市中央子育て支援センター条例	市	子ども課
保健センター	知立市保健センター条例	市	健康増進課
かとれあワークス	知立市かとれあワークス条例	指定管理者	福祉課
逢妻浄苑	知立市逢妻浄苑条例	市	市民課
八橋かきつばた園	知立市観光施設条例	市	経済課
知立公園	知立市観光施設条例	市	経済課
弘法山公園	知立市観光施設条例	市	経済課
八橋史跡保存館	知立市八橋史跡保存館条例	市	経済課
観光交流センター	知立市観光交流センター条例	指定管理者	経済課
有料駐車場	知立市有料駐車場条例	指定管理者	土木課
改良住宅	知立市改良住宅条例	市	建築課
市営住宅 4施設	知立市営住宅管理条例	市	建築課
都市公園 68施設	知立市都市公園条例	市	都市計画課
児童遊園 6施設	知立市児童遊園条例	市	都市計画課
公民館 2施設	知立市公民館条例	知立市教育委員会	生涯学習 スポーツ課
文化広場	知立文化広場条例	知立市教育委員会	生涯学習 スポーツ課

施設	施設条例名	管理者	担当課
市民体育館	知立市体育施設条例	知立市教育委員会	生涯学習 スポーツ課
昭和グランド	知立市体育施設条例	知立市教育委員会	生涯学習 スポーツ課
昭和テニスコート	知立市体育施設条例	知立市教育委員会	生涯学習 スポーツ課
北林運動広場	知立市体育施設条例	知立市教育委員会	生涯学習 スポーツ課
図書館	知立市図書館条例	知立市教育委員会	文化課
歴史民俗資料館	知立市歴史民俗資料館条例	知立市教育委員会	文化課
文化会館	知立市文化会館条例	指定管理者	文化課
来迎寺小学校放課後子 ども教室(専用施設)	知立市来迎寺小学校放課後子ども教室 条例	知立市教育委員会	学校教育課

【付録】

① 従来の管理運営と指定管理者制度との比較

	従来の管理運営委託	指定管理者制度
受 託 主 体	公共団体、公共的団体、政令で	法人その他の団体
	定める出資法人に限定	※法人格は必ずしも必要ではない。た
		だし、個人は不可。
	条例を根拠として締結される契	行政処分の一つである「指定」によ
	約にもとづく具体的な管理の事	り、指定を受けた者に公の施設の管
法 的 性 格	務または業務の執行の委託	理権限を委任するもの
人名 的 注 馆		(管理代行)
	(公法上の契約関係)	※指定の手続は条例で定めることを要
		する。
	設置者たる地方自治体が有する。	指定管理者が有する。
施設の管理権限		※管理の基準、業務の範囲は条例で定
		めることを要する。
施設の使用許可	受託者はできない。	指定管理者が行なうことができ
他成00使用計劃		る。
基本的な利用条件の設定	受託者はできない。	条例で定めることを要し、指定管
※本的な利用来件の設定		理者はできない。
不服申し立てに対する	受託者はできない。	指定管理者はできない。
決定		
行政財産の目的外使用の	受託者はできない。	指定管理者はできない。
許可		
施設の設置者責任	地方自治体	地方自治体
利用者に損害を与えた場合	地方自治体にも責任が生じる。	地方自治体にも責任が生じる。

② 業務委託と指定管理者制度との比較

<u> </u>			
	業務委託	指定管理者制度	
	限定はない。	法人その他の団体	
受 託 主 体	※議員・首長についての禁止規定あり	※法人格は必ずしも必要ではない。	
		ただし、個人は不可。	
	契約にもとづく個別の事務または	行政処分の一つである「指定」に	
法 的 性 格	業務の執行の委託	より、指定を受けた者に公の施設	
		の管理権限を委任するもの	
	(私法上の契約関係)	(管理代行)	
		指定管理者が有する。	
施設の管理権限	設置者たる地方自治体が有する。	※管理の基準、業務の範囲は条例で定	
		めることを要する。	
施設管理者	地方自治体が設置する。	指定管理者が設置する。	